

## ぐるなび定期発注実証実験 商品仕入取引約款

### 第1条（本約款の適用）

- ぐるなび定期発注実証実験商品仕入取引約款（以下「本約款」とい、本約款に基づく契約を「本契約」といいます）は、株式会社ぐるなび（以下「当社」といいます）が提供する、当社が販売する商品（以下「本商品」といいます）を販売事業者から仕入れ、これを契約者に販売するサービス（以下「本サービス」といいます）の利用を希望し、当社がこれを承諾した者（以下「契約者」といいます）と当社との間に適用される契約条件を定めることを目的とします。
- 本サービスの利用にあたっては、契約者が以下のいずれかの契約を締結していることを前提とします。なお、以下のいずれかの契約が終了した場合は、当該契約が終了した時点をもって、本約款も終了するものとします。
  - 別途当社が定める基本約款に基づき基本約款を締結していること
  - 別途当社が定める加盟条件に基づきぐるなびの加盟契約を締結していること
- 本サービスの利用にあたっては、本約款のほか、基本約款又は加盟条件（以下、基本約款及び加盟条件を「原条件」とい、本約款と原条件を併せて「当社約款」といいます）が契約者に適用されます。
- 当社が本サービス又は本サービスにかかるウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）上で掲載する本サービスの利用に関するルールは、本約款の一部を構成します。
- 本約款に定めのない事項に関しては、原条件の定めが適用され、原条件の定めと本約款の定めが矛盾又は抵触する場合は、本約款の定めが優先して適用されます。
- 契約者が最新の本約款に同意した場合又は第 4 条（本約款の締結及び成立）の定めにより同意したものとみなされた場合、すでに締結されたすべての本約款（第 2 条第 3 項に定義します）について、最新の本約款が適用されます。
- 本約款に使用する用語の定義は、本約款において別段の定義がない場合、基本約款又は加盟条件における定義と同一の意義を有するものとします。
- 本サービスの提供にあたっては、契約者は CO-NECT 株式会社（以下「CO-NECT」といいます）が提供する「発注 CO-NECT」の利用するものとします。これにより契約者は CO-NECT との間で利用に関する契約を締結するものとし、「発注 CO-NECT」の利用方法等に関しては、別途 CO-NECT が定める規約に基づくものとします。

### 第2条（約款の変更）

- 当社は、本約款の権利義務に影響を生じさせない形式的な変更については、契約者に通知することなく変更することができるものとします。
- 当社は、契約者の一般の利益に適合する場合又は本約款の目的に反せず変更の必要性がある場合に、改定日の 2 週間（当社がこれより長い期間を定めた場合はかかる期間）前までに次条第 1 項（通知・届出）に定める通知方法に従い通知を行った上で、本約款を変更することができます。この場合、改定日をもって本約款の変更が適用されます。変更例は、以下に掲げるのとおりとしますが、これらに限られません。

（変更例）

  - 新たなサービスの追加（有料のサービスを除く）
  - 従前のサービスの陳腐化に伴う変更及び廃止
  - 違法又は不当行為を防止するための禁止項目の追加
  - 違法又は不当行為を防止するための権利の制限
  - サービスの品質を維持するための料金値上げ 等

### 第3条（通知・届出）

- 当社から契約者に対する通知は、申請書等（基本約款第 4 条第 1 項に定義されます。本条において以下同じ）又は申込書等（次条第 1 項に定義されます。本条において以下同じ）により当社に届け出た電子メールアドレスへの電子メールの送信、契約者の住所への書面の送付又は本サービスにかかるウェブサイト（以下「本ウェブサイト」といいます）、契約者に提供するシステム（以下「管理システム」といいます）若しくは管理ページ（第 6 条第 2 項に定義されます）への掲載等、当社が適当と判断した方法によるものとします。なお、当社が電子メールの送信、書面の送付又は本ウェブサイト、管理システム若しくは管理ページへの掲載により通知を行う場合、当該通知は、当社が電子メールを発信した時点、書面を送送した時点又は本ウェブサイト、管理システム若しくは管理ページにおいて送信可能化した時点で完了したものとみなします。
- 契約者は、申請書等又は申込書等の記載事項に変更が生じる場合は、事前に（やむを得ない場合は事後遅滞なく）、当社に対し、当社所定の方法に従い、届け出るものとします。
- 契約者は、自己の事業を第三者に承継させる場合（合併、会社分割、事業譲渡等を含みますが、これらに限られません）、当社に対し、当社所定の方法に従い、事前にその旨を届け出るものとします。当社は、当該届出の内容を確認の上、契約者に対して必要な資料の提出等を要請することができ、契約者はこれに対応しなければならぬものとします。但し、当該届出をもって、第 27 条（権利義務の譲渡等）に定める義務を免れないものとします。当社から契約者への通知について、契約者はこれを確認するものとします。契約者が当社からの通知を確認せず、又は契約者による届出義務の懈怠により延着若しくは不到達となった場合、これによって、契約者に発生した損害について、当社は一切責任を負わないものとします。

### 第4条（本契約の締結及び成立）

- 本サービスの利用申込みは、利用希望者が、当社所定の申込書及び申込画

面等（以下併せて「申込書等」といいます）に必要な事項を記入し、当社に提出又は登録することにより行われるものとします。かかる申込書等の提出又は登録をもって、利用希望者が本約款に同意したものとみなされます。

- 当社は、利用希望者による申込書等の提出後、基本約款第 4 条（基本約款の締結及び成立）又は加盟条件の定めに従って当社所定の審査を行います。なお、利用希望者が以下の各号に該当する場合、利用希望者は、本サービスを利用することができないことがあります。この場合、遅滞なく利用希望者にその旨を通知します。但し、当社は、利用希望者に対し、審査基準を満たさない理由を開示する義務を負わず、利用希望者はこれに異議を述べることができないものとします。
  - 以前に当社との契約上の義務の履行を怠ったことがある等、利用希望者が当社との契約上の義務の履行を怠るおそれがあると当社が判断した場合
  - 申込書等の内容に虚偽記載があると当社が判断した場合
  - 営業に必要な許認可を取得していない場合
  - 利用希望者による本サービスの利用が当社の社会的信用を傷つけるおそれがあると当社が判断した場合
  - 利用希望者が、暴力団関係者その他反社会的団体に属する者に相当する者又はこれらとの者と関係性があると当社が判断した場合
  - その他、当社が利用希望者による本サービスの利用が不適当であると判断した場合
- 本サービスにかかる契約（以下「本契約」といいます）は、利用希望者が当社の審査基準を満たした時点をもって成立します。

### 第5条（本約款の順守）

- 本約款に定める事項は、本約款の有効期間中、別に定めのある場合を除き、次条の定めに従い個別に成立する契約（以下「個別契約」といいます）のすべてに適用されます。
- 本約款の定めと個別契約の定めには矛盾がある場合は、個別契約の定めが優先して適用されるものとします。
- 契約者が購入を希望する本商品の詳細条件（個別契約の対象となる本商品の品名、対価、数量、納入場所を含むがこれらに限られず、以下「取引条件」といいます）については、個別契約において定めるものとします。

### 第6条（個別契約の成立）

- 個別契約は、取引条件を記載した書面（以下「発注書等」といいます）を契約者が、を用いて当社に対して送信完了したときに成立します。
- 個別契約に関する詳細な規定は、別表【定期発注に関する注意事項】の定めによるものとします。

### 第7条（納入）

- 当社は、契約者より前条に基づき本商品の発注があった場合には、別表【定期発注に関する注意事項】の定めに基づき速やかに本商品の納入を行うものとします。なお、当社は自らの責任において、第三者（本商品の製造業者を含むがこれに限られません）をして本商品の納入を行わせることができるものとします。
- 本商品の納入に係わる費用については、契約者の負担とします。

### 第8条（検品及び検収）

- 契約者は、当社より納入された本商品につき、納入後直ちに、別途当社と契約者協議の上定める審査基準に基づき本商品が取引条件を満たしているか否かの検査（以下「検品」といいます）を実施し、合格したものを検収するものとします。
- 契約者は、前項の検品の結果、当該本商品が取引条件を満たさないと判断した場合、検品期間内にその旨及び検品結果の詳細を当社に通知するものとする。この場合、当社は、契約者の選択に従い、当該商品の補修にかかる費用の支払い又は商品の交換を行うものとする。
- 契約者が検品期間内に、当社に対し検品の結果につき何らの通知もしない場合は、当該期間の満了をもって当該商品が検品に合格したものとみなします。

### 第9条（所有権及び危険負担の移転）

- 本商品の所有権及び危険負担は、契約者による本商品の検収が完了した時点で当社から契約者に移転するものとします。
- 本商品の納入前に生じた本商品の滅失、毀損その他一切の損害は、契約者の責に帰すべきものを除き当社の負担とし、商品の納入後に生じたこれらの損害は、当社の責に帰すべきものを除き、契約者が負担します。
- 契約者が当社に本商品を返品する場合、その所有権及び危険負担は、本商品の在庫場所にて契約者から当社又は当社の指定する第三者へ商品を引き渡した時点で契約者より当社へ移転するものとします。

### 第10条（仕入代金の決済）

- 契約者は、各月 1 日から末日まで（以下「計算期間」といいます）に仕入れた（第 9 条第 1 項に基づき、本商品の所有権が契約者に移転されたことをいうものとします）本商品にかかる代金（以下「仕入代金」といいます）の合計額を、計算期間満了日が属する月の翌月末日までに、契約者が指定する金融機関の口座からの引き落としにより当社に支払うものとします。ただし、当社及び契約者が別段の合意をした場合は、この限りではありません。
- 仕入代金の支払いにかかる手数料その他の費用は、契約者の負担とします。

### 第11条（本商品の返品）

- 契約者は、第 8 条に定める検収が完了した後においては、本商品の返品を行うことができません。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この

限りではありません。

- 本約款第 14 条（契約不適合責任）第 2 項に該当する場合
  - 当社の責に起因して本契約又は個別契約が解除され、かつ解除日時点において、契約者の当社に対する仕入代金の支払いが完了していない場合。
- 本条に基づく本商品の返品にかかる費用は、当社の負担とします。

### 第12条（品質保証及び表示等）

- 当社は、本商品に関して、賞味期間内は、その品質、機能、安全性、商品自体に付した表示（警告表示等）及び取扱説明書に関して、破綻・欠陥のないこと、また、日本国内の關係法令等の規定に違反していないことを契約者に対し保証します。
- 当社は、本商品に日本国内の關係法令、規則、規約等により定められた品質や規格等の表示を付すこと、並びに適正な取扱説明書や指示・警告表示等を付すことにより、本商品による事故等の防止と契約者の顧客の安全確保に努めるものとします。
- 当社は、前条及び前二項の義務に違反したことにより、契約者において顧客への告知・商品回収等の対応が必要となった場合、これにより契約者に生じた損害を、本約款の規定に基づき賠償します。

### 第13条（第三者の権利保証等）

- 当社は、本商品に関して、第三者の権利（特許権・実用新案権・著作権・意匠権・商標等）について何ら侵害のないことを契約者に対し保証するとともに、第三者から権利（特許権・実用新案権・著作権・意匠権・商標権等）の侵害を理由として、異議の当社立て、あるいは訴えの提起等（以下「申立て等」といいます）があったときは、当社の責任と負担において解決するものとします。前項の申立て等が契約者に対してなされたときは、契約者は、直ちに当社に対してその旨及び申立て等の内容を通知し、当社は、その解決のため契約者の指示に従って契約者に協力するものとし、当該申立て等に直接起因して契約者が被った損害を負担するものとします。

### 第14条（契約不適合責任）

- 当社は、本商品の検収完了後は、本商品に取引条件への不適合が発見されても、責任を負わないものとします。
- 前項の定めにかかわらず、本商品の取引条件への不適合が当社又は本商品の製造業者の故意又は過失に起因する場合、当社は、商品の検収完了後であっても、本商品の賞味期限又は消費期限内（但し、賞味期限又は消費期限が 6 か月を超えるもの若しくは賞味期限又は消費期限の定めがない商品については、引渡完了後 6 か月間を上限とします）は、契約者の指示に従い、代替品を契約者に納入し又は本商品の代金を減額するものとし、契約者は本商品に不適合が発見された場合、当社に速やかに通知するものとします。

### 第15条（PB商品にかかる特則）

契約者は、本商品に関し当社に特定の表示や品質を要求した場合、当社に故意又は過失がある場合を除き、第 12 条乃至第 14 条に定める当社の責任につき、当社を免責するものとします。

### 第16条（本契約期間）

- 本契約の契約期間（以下「本契約期間」といいます）は、本契約の成立日から 1 年間とする。
- 本契約期間の満了日の 1 か月前までに一方当事者から他方当事者に対し書面によって本契約を更新しない旨の通知がなされた場合を除き、本契約は、同一条件にて 1 年間自動的に更新されるものし、以降も同様とします。但し、別途合意した場合を除きます。

### 第17条（利用料金）

本サービスの利用料金（以下「利用料金」といいます）は、第 10 条に定める仕入代金を除き、無償とします。

### 第18条（本契約の解約等）

- 当社は、以下の各号のいずれかに該当する場合は、契約者に対する何らの通知及び催告なしに、本契約を直ちに終了させることができるものとします。この場合、契約者は、当社に対して負担する一切の債務（本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られません）の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済するものとします。なお、本条による本契約の終了は、当社の契約者に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
  - 契約者が当社約款に違反した場合
  - 本契約の成立後 6 か月以上本サービスの利用がなく、当社からの連絡に対して応答がない等本サービスを利用する意思がないと当社が判断した場合
  - 契約者が審査基準を満たしていないことが事後的に判明した場合、又は審査基準を満たさなくなった当社が判断した場合
  - 契約者が自己の営業の停止又は廃止をした場合
  - 契約者が自己の営業について監督官庁による注意、勧告又は処分を受けた場合
  - 契約者が自己の営業を行うために必要な許認可を有しない場合
  - 契約者が住所変更の届出を怠る等契約者の責に帰すべき事由によって契約者の所在が不明となった場合
  - 契約者が仮差押え、仮処分、差押え若しくは競売の申立てを受け、破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これに類する手続の申立てを受け、又は破産手続開始、民事再生手続開始、会社更生手続開始、特別清算手続開始若しくは特定調停手続開始その他これ

に類する手続の申立てを自らした場合

- 契約者が支払を停止し、又は手形交換所から警告若しくは不渡り処分を受けた場合
- 契約者が公租公課の滞納処分を受けた場合
- 前3号のほか、契約者の財産状態又は信用状態が悪化したと当社が判断した場合
- 契約者が資本減少、合併、全部若しくは重要な一部の事業の譲渡又は解散の決議をした場合
- 契約者が株主構成、役員等の変動等により会社の実質的支配関係が変化し、従前の会社との同一性がなくなったと当社が判断した場合
- 契約者が死亡した場合
- 契約者による当社への過度な要求があった場合
- 本項各号のいずれかに準ずる事由があると当社が判断した場合
- その他契約者による本契約の履行が困難であると当社が判断した場合

- 当社は、本契約期間中においても、契約者に対し電子メール又は書面による通知を行うことにより、本契約を終了させることができるものとします。契約者は、当社所定の方法に従い、解約希望日の 1 か月前までに当社に対し本契約を終了させる旨の届出を行うことにより、解約希望日をもって本契約を終了させることができるものとします。

### 第19条（本契約終了後の取り扱い）

- 契約者は、終了事由のいかんにかかわらず、本契約終了後直ちに、本サービスの利用にあたって当社から提供を受けたすべての貸与物を、当社の指示に従い返却し、または契約者の責任で廃棄または消去するものとする。本契約が終了した場合、その終了事由の如何を問わず、終了時に未履行の債務があるときは、当該債務については、そのすべての履行が終了するまでは、本契約が適用されるものとします。

### 第20条（禁止事項）

- 契約者は、本サービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為（以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断する行為を含みます）を行ってはならないものとします。
  - 公序良俗に反する行為
  - 犯罪行為に結び付く、又は犯罪行為を助長するような行為
  - 法令に違反する行為又は法令に違反する行為に結びつく行為
  - 著作権、商標権、肖像権、パブリシティ権等第三者の権利を侵害する行為
  - 特定の政治活動、思想活動、宗教活動を行い、又はこれらを助長する行為
  - 第三者に対して迷惑を蒙らせる行為
  - 第三者に誤認混同を生じさせる行為
  - わいせつな情報又は青少年に有害な情報を送信する行為
  - 異性交際に関する情報を送信する行為その他の異性交際を目的とする行為
  - 反社会的な表現を含む情報又はチェーンメール等の第三者への情報の拡散を求める情報を送信する行為
  - 本サービスに関し利用し得る情報を改ざんする行為
  - 当社若しくはその子会社その他の関係会社（以下併せて「当社グループ」といいます）、又は第三者の商品若しくはサービスを毀損する行為
  - 当社グループ又は第三者の社会的信用を傷つける行為
  - ウイルス等の有害なコンピュータプログラム等を送信又は掲載する行為
  - 逆アセンブル、逆コンパイル、リバースエンジニアリングその他当社外提供するシステムのソフトウェアを改変・修正・解析等をする行為
  - 当社若しくは第三者の設備、サーバー等に支障を及ぼす行為又は及ぼすおそれのある行為
  - 本サービスを通じて短時間に著しく大量のデータを送受信する行為等、本サービスの運営や第三者による利用の妨げになる行為
  - 本サービスの提供を妨害する又は妨害のおそれのある行為
  - 本サービスの趣旨から逸脱した行為
  - 当社が別途禁止する行為
  - その他前各号に類する、又は前各号と実質的に同等の行為
- 当社は、本サービスの契約者による情報の送信行為が前項各号のいずれかに該当し、又は該当するおそれがあると判断した場合には、契約者に事前に通知することなく、当該情報の全部又は一部を削除することができるものとします。
- 第 1 項各号のほか、当社は営業資料、本ウェブサイト、管理システム又は管理ページ上において禁止事項及び注意事項等（名称を問わず、契約者が守るべき事項）を別途定めることができ、契約者はこれらを遵守するものとします。

### 第21条（本サービスの提供の停止等）

- 当社は、以下の各号に該当する場合、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止することができるものとします。
  - 当社グループの設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等のために必要な場合
  - 電機通信事業者等が、電気通信サービスの提供を中断した場合
  - 地震、台風、津波その他の天災地変、戦争、内乱、暴動、テロ、疾病、社会的混乱、法令・規則の制定・改廃、公権力による命令その他政府による行為等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合

- (4) 第三者のサービス又は施設を利用して本サービスを提供している場合で、当該第三者の設備、サーバー又はシステムの保守、点検、バージョンアップ、不具合等当社の責めに帰すべき事由によらず本サービスの提供が不能又は困難な場合
2. 当社は、契約者が以下の各号に該当する場合(以下の各号に該当するおそれがあると当社が判断した場合も含みます)、本サービスの全部又は一部の提供を予告なく停止し、又は契約者による本サービスの利用の一部又は全部を制限することができます。
- (1) 契約者が当社約款に違反し、当社からの改善要請に応じない場合  
(2) 契約者、契約者の役員員その他の関係者が逮捕、起訴された場合  
(3) 契約者による本サービスの利用料金その他当社への支払が遅滞した場合  
(4) その他当社が合理的な理由により契約者に対する本サービスの提供を不適当と判断した場合
3. 前 2 項の定めに基づき、当社が本サービスの全部又は一部の提供を停止した場合に、契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。また、当該停止期間中の本サービスの利用料金は減額されず、契約者は、当該停止期間における本サービスの利用料金を支払うものとします。

#### 第22条(本サービスの廃止等)

1. 当社は、社会情勢、ユーザー動向の変化等に対応するため、本サービスの内容を変更又は廃止することがあります。この場合、相当期間をもって契約者に対し通知を行うものとします。但し、行政機関、司法機関その他の公的機関による命令、処分、要請等により直ちに本サービスを廃止する必要性が生じたとき当社が判断したときは、契約者に事前の通知を行うことなく直ちに廃止することができます。
2. 前項に基づき本サービスを変更又は廃止する場合、当該変更又は廃止により契約者が被った損害について、当社は賠償する責任を負いません。

#### 第23条(設備の負担等)

1. 本サービスの提供を受けるために必要な、コンピューター、ソフトウェアその他の機器、通信回線その他の通信環境等の準備及び維持は、契約者の費用と責任において行うものとします。
2. 契約者は、自己の本サービスの利用環境に応じて、コンピューター・ウィルスの感染の防止、不正アクセス及び情報漏洩の防止等のセキュリティ対策を自らの費用と責任において講じるものとします。
3. 当社は、契約者が送受信した発注情報その他の情報を運営上一定期間保存していた場合であっても、かかる情報を保存する義務を負うものではありません。なお、当社はかかる情報の消失に基づき契約者に生じた損害について一切の責任を負いません。
4. 契約者は、本サービスの利用開始に際し又は本サービスの利用中に、本ウェブサイトからのダウンロードその他の方法によりソフトウェア等を契約者のコンピューター等にインストールする場合には、契約者が保有する情報の消滅若しくは改変又は機器の故障、損傷等が生じないよう十分な注意を払うものとし、当社は契約者に発生したかかる損害について一切責任を負わないものとします。

#### 第24条 (本データ等の利用)

1. 契約者は、本契約期間中、本サービスによる発注情報その他契約者が本サービスにおいて登録又は発信した情報その他情報(個人情報を除き、以下「本データ等」といいます)を、本サービスの利用状況の分析、本サービスの改善等本サービス及びこれに関連するサービスを提供するために必要な範囲で利用(複製、複写、改変等、第三者への開示又は再許諾その他あらゆる利用)をすることについて、あらかじめ同意するものとします。
2. 契約者は、本契約期間中又は本契約終了後を問わず、本データ等を統計データ、分析データ又は集会的データの形式に処理・加工し情報の分析及び評価し、本サービスを含む当社事業に活用すること、並びに自己若しくは情報主体が特定できない形式で第三者への開示又は再許諾することについて、あらかじめ同意するものとします。
3. 前項の定めにかかわらず、契約者は、本サービスの利用により、本データ等を格納するサーバーを管理及び運営する第三者に対して本データ等が提供される場合があることをあらかじめ承諾するものとします。
4. 契約者は、本サービスに関連して自らが第三者から個人情報を取得する場合、当該個人情報にかかる利用目的の通知ならびに当該個人情報を当社に開示・提供することに関する同意を取得する等、個人情報の保護に関する法律およびその関連法令等(以下「個人情報保護法等」という)上必要となる措置を講じるものとします。
5. 契約者は、本サービスを通じて個人情報の提供を受ける場合があることを承諾するものとします。また、契約者は、かかる場合において、当該個人情報を自らの責任のもと適切に取り扱うとともに、個人情報保護法等上必要となる措置を講じるものとします。

#### 第25条(秘密保持)

1. 当社及び契約者は、相手方が開示の際に秘密の旨を表示して開示した情報(以下「秘密情報」といいます)を善良な管理者の注意義務をもって管理し、第三者に開示又は漏洩してはならず、また本サービスの提供の目的並びに権利の行使及び義務の履行以外に使用してはならないものとします。
2. 前項の定めにかかわらず、以下の各号のいずれかに該当する情報は、秘密情報に含まれません。
- (1) 開示された時点ですでに公知であった情報又は既に当社若しくは契約者が適法に保有していた情報  
(2) 開示後、当社又は契約者の責によらず、公知となった情報  
(3) 当社又は契約者が秘密保持義務を負うことなく、第三者から入手し

た情報

- (4) 当社又は契約者が独自に開発した情報
3. 第 1 項の定めにかかわらず、行政機関、司法機関その他の公的機関、金融商品取引所等から、法令上・規則(金融商品取引所の定める規程・規則を含む)上の正当な権限に基づき強制力をもって秘密情報の開示を要請された場合、当社又は契約者は、強制された範囲で秘密情報を開示することができるものとします。但し、この場合、当社又は契約者は、開示前又はやむを得ない場合は開示後遅滞なく相手方に対しその旨を通知しなければならないものとします。
4. 第 1 項の定めにかかわらず、当社及び契約者は、必要な範囲において、自己又はその子会社の役員員、弁護士、公認会計士、税理士その他のアドバイザーに対して、秘密情報を開示できるものとします。

#### 第26条(個人情報の取り扱い等)

1. 当社は、個人情報の取り扱いにあたっては、個人情報保護法(個人情報保護法ガイドライン・指針その他関連する法令等を含みます。本条において以下同じ)及び当社サイト上において定める「プライバシーポリシー」に従って、適切に取り扱うものとします。
2. 当社は、契約者が、本契約に違反し、本サービスの提供を妨害した場合、本サービスの提供を確保するため必要と当社が認める範囲で契約者の通信の秘密に属する情報の一部を第三者に提供することができるものとします。

#### 第27条(紛争の処理)

1. 契約者は、本サービスについて第三者からクレーム、損害賠償請求その他の請求または主張(以下、総称して「クレーム等」といいます)がなされた場合、直ちに当社に通知の上、当社の指示に従うものとします。
2. 契約者は、自己の責任により本サービスを利用するものとし、第三者からのクレーム等については、自己の責任を負担においてこれを解決するものとし、当社は一切責任を負いません。但し、当社がクレーム等について、解決に向けた対応を当社が行う必要があると判断した場合又は当社が対応せざるを得ない場合、当社は、契約者の同意を得ることなく、当該クレーム等に対応することができるものとします。
3. 本サービスの利用から生じる損害(第三者によるクレーム等)に起因する損害を含みます)については、当社は一切責任を負いません。
4. 前項に加え、契約者は、クレーム等により当社が被った損害(弁護士費用、第三者から請求された賠償額を含む)及び損失を賠償または補償するものとし、かかるクレーム等が当社の故意または重大過失に起因する場合はこの限りではありません。

#### 第28条 (非保証・免責)

1. 当社は、契約者への本サービスの提供に関し、明示的又は黙示的であるかを問わず、期待若しくは特定の目的への適合性、機能及び効果の有効性、完全性、有用性、継続性又はシステムへの脅威に対する安全性についていかなる保証も行いません。
2. 契約者は、本サービスを利用することが契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に違反するか否かを自己の責任と費用に基づいて調査するものとし、当社は、契約者による本サービスの利用が、契約者に適用のある法令、業界団体の内部規則等に適合することを何ら保証するものではありません。
3. 当社は、当社による本サービスの提供の中断、停止、終了、利用不能又は変更、契約者のメッセージ又は情報の削除又は消失、本契約の解除、本サービスの利用による発注情報の消失又は機器の故障若しくは損傷、その他本サービスに関連して契約者が被った損害につき、賠償する責任を一切負わないものとします。
4. 本ウェブサイトから他のウェブサイトへのリンク又は他のウェブサイトから本ウェブサイトへのリンクが提供されている場合でも、当社は、本ウェブサイト以外のウェブサイト及びそこから得られる情報に関して如何なる理由に基づいても一切の責任を負わないものとします。

#### 第29条(損害賠償)

1. 前条又は本契約で当社の損害賠償責任が免責されている場合を除き、本サービスに起因し又はこれに関連して、当社が契約者に対し負担する責任は、請求原因の如何を問わず、原因行為のための直接の結果として現実発生した通常損害(予見可能性の有無にかかわらず特別損害、間接損害、逸失利益を含まない)の範囲に限られます。但し、当社に故意又は重大な過失が認められる場合はこの限りではありません。
2. 前項に定める当社の賠償責任の定めは、債務不履行、不法行為その他法律構成の如何を問わず適用されます。
3. 契約者その他契約者の関係者が本契約に違反する行為により当社に損害を与えた場合、契約者は、当社に対し、その損害を賠償するものとします。

#### 第30条(反社会的勢力の排除)

1. 当社及び契約者は、相手方に対し、以下の各号のいずれにも該当しないこと、また各号のいずれにも関係がないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約するものとします。
- (1) 暴力団  
(2) 暴力団員(暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者を含む)  
(3) 暴力団準構成員  
(4) 暴力団関係企業  
(5) 総会屋、社会運動等標ぼうゴロ又は特殊知能暴力集団等  
(6) その他前各号に準ずる者(以下、前各号に該当する者を含み、総称して「反社会的勢力」といいます)
2. 当社及び契約者は、前項各号のいずれかに該当することとなった場合、又

は同各号のいずれかと関係が生じた場合は、直ちに相手方に通知するものとします。

3. 当社及び契約者は、自ら又は第三者をして以下の各号に該当する行為を行わないことを確約するものとします。
- (1) 暴力的要求行為  
(2) 法的な責任を超えた不当な要求  
(3) 取引に関して、偽計若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は業務を妨害する行為  
(4) 「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律」において禁止されている行為  
(5) 自身が前項各号に該当する者である、又はその関係者である旨を伝えるなどする行為  
(6) その他前各号に準ずる行為
4. 当社及び契約者は、相手方より第 2 項の通知を受けた場合又は相手方が前項に違反した場合には、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解除することができるものとします。この場合、当社及び契約者は、相手方に対して負担する一切の債務(本契約に基づき負担する債務を含むがこれに限られない)の期限の利益を当然に失い、これを直ちに弁済する。なお、本条による本契約の解約は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げないものとします。
5. 当社及び契約者は、相手方が反社会的勢力に該当すると判断した場合、相手方に対し、必要に応じて説明又は資料の提出を求めることができ、相手方はこれに速やかに応じるものとします。相手方がこれに速やかに応じず、誠実に対応しない場合、相手方に対し、何らの通知及び催告なしに本契約の全部又は一部を解約することができるものとします。

#### 第31条(再委託)

当社は、当社の責任で、本サービスを提供するために必要な業務の全部または一部を、第三者(以下「委託先」といいます)に委託することができます。

#### 第32条(権利義務の譲渡等)

契約者は、当社の事前の書面による承諾を得た場合を除き、本契約上の地位を承継させ、または本契約によって生じる権利若しくは義務を第三者に譲渡し、引き受けさせ、若しくは担保に供することはできません。

#### 第33条(完全合意)

本契約の契約締結以前における当社及び契約者間の明示又は黙示の合意、協議、申入れ、各種資料等は、本契約の内容と矛盾又は抵触する場合はその効力を有しません。

#### 第34条(分離可能性)

本約款及び当社約款について、いずれかの条項又はその一部が、法令により無効又は執行不能と判断された場合であっても、当該約款の残りの条項及び一部が無効又は執行不能と判断された条項の残りの部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

#### 第35条(存続条項)

原因のいかんを問わず、本契約が終了した場合であっても、第 14 条(契約不適合責任)、第 15 条(PB 商品にかかる特則)、第 18 条(本契約の解約等)第 1 項、第 19 条(本契約終了後の取り扱い)、第 24 条(本データ等の利用)第 2 項、第 25 条(秘密保持)、第 27 条(紛争の処理)、第 28 条(非保証・免責)、第 29 条(損害賠償)、第 30 条(反社会的勢力の排除)第 4 項、第 32 条(権利義務の譲渡等)、第 33 条(完全合意)、第 34 条(分離可能性)、本条及び第 36 条(準拠法及び裁判管轄)は、有効に存続します。但し、第 25 条(秘密保持)については、3 年に限り存続します。

#### 第36条(準拠法及び裁判管轄)

1. 本契約の成立、効力、履行及び解釈については日本法に準拠します。
2. 契約者及び当社は、本契約に起因し、又はこれに関連する一切の争訟について、訴額に応じて東京地方裁判所又は東京簡易裁判所を第一審の専属管轄裁判所とすることに合意するものとします。

制定日:2022年11月1日  
改定日: 2022年3月4日  
2022年9月26日  
2022年12月31日

#### 別表【定期発注に関する注意事項】

■発注締切時間	発注当日 23:59 まで
■納入時間帯	発注翌日 午前 10:00～夕方 17:00 ※原則は、前日発注、翌日納品ですが、商品により納入に時間を要する場合がございます。
■個別契約成立後のキャンセル	納入当日 午前 9:00～午前 10:00 まで ※午前便の配達店舗様に関しましては、キャンセルはお受けできません。
■最低発注額	10,000 円(税別) / 回
■返品	納入後の返品に関しましては、本約款に定めがある場合を除き、お受けできません。

制定日:2021年11月1日